平成２９年（フ）第２６８号
秋田市山手台３丁目１番地30
債務者　村田　契一
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成３０年（フ）第８号
秋田県潟上市天王字長沼56番地２　コーポスリーウェイ102号
債務者　檜森ひろみ
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成３０年（フ）第１３号
茨城県つくばみらい市東楢戸1663番地２
債務者　田村　一希
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２９年（フ）第１３９８号
千葉県市原市五井2783番地　ファイブウェルズ301
債務者　曽根　一郎
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第１４２２号
千葉県市原市大厩1396番地６
債務者　神野　義英（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第１４４３号
千葉県船橋市三山３丁目21番５号
債務者　昌谷　　昭
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第１４６２号
千葉県浦安市日の出１丁目３番４－304号
海風の街
債務者　鈴木恵美子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第１４７６号
千葉県市川市相之川１丁目25番３－205号
（コンフォール相之川）
債務者　川口　勝見
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第１４９２号
千葉県八千代市大和田新田101番地16
債務者　播磨　榮一
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第１５３８号
千葉県船橋市七林町438番地42　林コーポ七林203号
債務者　加藤　早苗
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第１５６２号
千葉県船橋市緑台１丁目４番３棟202号
債務者　池田　正美
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第１５７２号
千葉県船橋市金杉台１丁目３番11棟505号
債務者　曽我　優也
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第１５７３号
千葉県船橋市咲が丘４丁目27番９号
債務者　齋藤　光稔
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第２４号
千葉市稲毛区穴川町377番地３　コーポ新稲毛101号
債務者　山田　祐治
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第２８号
千葉県市川市中国分５丁目30番19号　（メゾンブランシェ102号）
債務者　松宮　末子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第４６号
千葉県市川市須和田１丁目８番15号（ミツミハイツ205号）
債務者　渡邊　　修
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（フ）第５１号
千葉県船橋市前原東６丁目20番26号
債務者　豊崎裕美子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係